

抜群におもしろい「竹島ゲーム」

新井 宏

韓国は自らの力で領土を回復したことはない国である。第二次大戦中に抗日戦でも行っていたれば、領土回復の一端を担ったと言えたであろうが、日本の敗戦によって転がり込んだ独立である。

その中で唯一自らの手で獲得したのが、一九五二年の李承晩ラインによる竹島(韓国名は独島)占拠なのである。「独島は日本による韓国侵略の最初の犠牲地」であり、その象徴の独島を失うことは、日本に全面降伏するにも等しいほどの屈辱となる。

一方の日本は、韓国の不法行為に対して「なめられてたまるか」と感情論で受け止める。かくして、もともとは漁業水域をめぐる争いであったのが、今や国家や民族の威信をかけた面子の問題に格上げされてしまっている。

面子の絡む問題であるから、どちらが正しいとか、どちらが有利とか論評して見ても始まらない。お互いに「歴史的にも国際法上も我が国固有の領土」とお題目を

唱えていれば良いのであって、真面目に内容を検討する必要などないかも知れない。しかし、これを「竹島ゲーム」として見ると抜群に面白い。

一 枕詞の「歴史的」

日本も韓国も異口同音に竹島(独島)のことを「歴史的」にも、国際法上も、我が国固有の領土」と言っている。常套用語であるからムキになることもないが、竹島問題では「歴史的」が重要なのであろうか、それとも「国際法上」なのであろうか。

内容も検討せずに直感的に言えば、「歴史的」の用語に力を入れているのは近代化に遅れた国、「国際法上」の用語に力を入れているのは先に近代化を達成した国である。すなわち韓国の主張は「歴史的」にアクセントがあり、日本の主張は「国際法上」にアクセントがある。

経過からも類推できるように、「国際法上」という言葉は、「二十世紀以降」に置き換えられ、「歴史的」とい

う言葉は「十九世紀以前」に置き換えられる。だから「歴史的」という言葉は、いわば「国際法上」を飾る枕詞なのである。

さて、「国際法」と言えば、「万国公法」である。幕末維新期、日本では「万国公法」に対して憧憬とか劣等感のような心情があった。不平等条約に悩みながら、外国からの干渉を避けて、維新を達成するには、「万国公法」は絶対に遵守しなければならなかった。榎本武揚が五稜郭で降伏勧告を拒絶し最後の決戦を迎えた時に、焼失を恐れて、黒田清隆に送った秘蔵の書が「万国海律全書」である。海洋国際法に関する解説書であるが、これが黒田による榎本武揚の助命につながった。

そして、この海洋国際法の知識が、明治政府をして、小笠原諸島、尖閣諸島、南鳥島などの無人島を懸命になつて日本領に編入させることに結実した。ちなみに、南鳥島だけで、日本国土面積よりも広い四三万平方キロの「排他的経済水域」を日本にもたらしている。

排他的経済水域とは、沿岸から二百海里(三七〇キロ)までの水域に対する権益で、日本は領土の十二倍に相当する四四七万平方キロを持ち世界六位である。近隣国を見ると、韓国は領土の半分の四五万平方キロ、中国はわずかに領土の十分の一の八八万平方キロに過ぎない。如何に明治の外交が先見性を持っていたかの証左であろう。

砲艦外交の時代、「領海」は沿岸から十二海里(二二・

二キロ)であったが、いまや排他的経済水域がそれに代つて国際間紛争の主役である。岩礁で、小さく居住に適さない竹島や尖閣諸島の領有権問題は、この排他的経済水域を巡る争いなのである。しかも、この排他的経済水域を規定する「国連海洋条約」が発効したのは、今からわずか十六年前であり、竹島問題にも直接的間接的に影響を与えるはずなのに、面子の問題に埋没していて、あまり「竹島ゲーム」に登場してこない。

二一 歴史的に

歴史的にみるかぎり、韓国も日本も、竹島よりはるかに大きい鬱陵島の所有に関してさえ、熱心とは言えなかった。ましてや岩礁にすぎない竹島など無視されていたのが実状である。

たとえば、李氏朝鮮は建国直後の十五世紀初めから、鬱陵島でさえ、倭寇あるいは倭倭の基地となることを恐れて空島政策を採っていた。この政策が原則的には十九世紀末まで続いていたことを見ても、その無関心さがわかる。もちろんこれが領有を放棄したことを意味するわけではないが、近代以前の領有権などというのは、こんなレベルであった。

一方の江戸幕府は、無住化された鬱陵島に、日本人がアワビやワカメなどの漁獲目的で入り込んでいたので、当初の八十年間ほどは鬱陵島を日本領として疑っていない

かった。

問題が発生したのは一六九二年になって、朝鮮の漁民たちが鬱陵島にやってきて、アワビやワカメを獲り始めたことである。そして衝突が起った。この衝突を通じて、朝鮮と日本の間で、鬱陵島の帰属問題が発生する。

当初は幕府も鬱陵島を日本領と考えていて強硬であった。それに対して朝鮮側は穏便に解決を図ろうとして、朝鮮人の鬱陵島への渡航を改めて禁じるなど譲歩するが、外交を担当する対馬藩は、幕府の意向に従い、鬱陵島を日本領として譲らない。しかし朝鮮側も、「東国輿地勝覧」に載る鬱陵島を日本領と認めることだけではできない相談であった。

この膠着状態の中で、朝鮮側では、恒例とも言うべき政変「甲戌の獄事」が起り、にわかに強硬派がこの事件を主導するようになる。しかも、その最中に「安龍福」という舞台回しが登場して、朝鮮側ばかりでなく日本側まで翻弄する。もともとは鬱陵島の衝突事件の際に取り調べを受けた下層民に過ぎなかったが、日本側と朝鮮側とで大きく食い違った証言をしたのである。

安龍福の動きとは全く無関係であったが、強硬であった幕府も、鬱陵島を朝鮮領と認める方向に転換する。対馬藩の宗義貞から「竹島(鬱陵島のこと)は朝鮮に近く、領土問題として争うべきではない」と具申を受けたことからの方針転換であった。かくして、朝鮮側は空島政策

を続け、幕府は朝鮮の鬱陵島領有を認めて一件落着した。

このことが安龍福を鬱陵島事件の英雄にしてしまう。しかも安龍福は、手柄をより大きくするつもりで、鬱陵島の他に「松島すなわち于山島、此れ亦我國の地」と報告したのである。これが後で、于山島を独島と理解して、歴史的にも独島を所有していたとの朝鮮側の根拠になって行く。日本側の記録とつき合わせればすぐにわかる安龍福の虚言が「英雄物語」となって一人歩きしてしまうのである。

日本では、于山島は、鬱陵島に付属する竹嶼島の名称だと見る。于山島の名前は「東国輿地勝覧」では鬱陵島に優先して載っているほど由緒ある名前で、鬱陵島の別名と見てもおかしくない。それを、鬱陵島からはるかに離れた竹島と見るのは如何にも不自然なのである。

この辺の名称対応関係についての理解は混乱を極めている。すなわち、鬱陵島に関連しては、于山島、松島、竹島、石島などの名称が挙がっているが、それぞれが現在のどの島に対応するのか判らないのである。ましてや、鬱陵島から九二キロも離れた竹島が鬱陵島の付島に含まれているのか否かさえ判断としない。そのため、名称があっても竹島のこととは断定できず、名称がなくなるとも、対象外なのか省略したのか、常にもめることになる。これに利益と面子が絡めば、どんな解釈だって可能になる。さて、その事件の後、鬱陵島の存在が意識されるのは、

幕末になって海防上の観点からである。松浦武四郎や吉田松陰は、英米露などによって鬱陵島が開発されることを憂慮し、日本が先に鬱陵島を開拓すべしと唱えたのである。しかし、その頃でさえ、日本では鬱陵島を竹島と言ったり松島と言ったりして、これが同じ島なのか、二島なのかさえ確定していなかった。

明治維新を経ると、鬱陵島は再び朝鮮人と日本人が混住するようになる。このような状況下で、島根県は内務省の地籍編成事業に際して、鬱陵島他「一島」の扱いを内務省に伺いを立てている。これに対して、内務省は島根県の質問書や徳川幕府の文書を検討した後、鬱陵島他「一島」が朝鮮領土だという結論を下した。しかし懸案が重大なだけに内務省は太政官の裁定を仰いでいる。

その結果、太政官は一八七七年三月二十九日に、鬱陵島他「一島」は「本邦関係これ無き義と相心得べき事」と内務省に下達している。

この時、内務省が提出した書類には、「一島」の説明として、周囲が約三十町歩、鬱陵島と同一線上にあつて、隠岐から八十里ほど離れているとある。周囲の三十町歩と鬱陵島と同一線上にある点では竹島(独島)に合うが、隠岐島からの距離は四十里くらいで八十里はない。そのため日本側では「一島」を竹島と認めない見解もあるが、韓国側にとっては明らかに有利な資料であろう。しかし、これは日本国内の扱いで、日本が直ちに朝鮮領を認めた

ことにはならないのが、法的に面白いところである。

そして日露戦争の最中の一九〇五年一月二十八日に、独島の日本領土編入を閣議決定する。日露戦争が始まった時点では、日本の動態を注目している諸外国から、韓国併呑の疑惑を買うことになると反対論が強かったが、既にバルチック艦隊が日本に向っていた。竹島に敵艦監視所をつくるため、領有の論拠は「先占」すなわち「他国二於テ之ヲ占領シタリト認ムベキ形跡」がないことであつた。

既に無人島を日本の領土に編入した経験を持つ日本である。国際法上の問題がないように準備している。ちなみに国際法上で国家が領土取得できる方法は、讓渡、征服、先占、添付(竝立て等)、時効の五種類である。

ところが、これに先立つ一九〇〇年十月二十四日に、韓国では高宗勅令第四一号で鬱陵島や竹島(独島)とは別島、石島を江原道鬱島郡の管轄下に置くことを決めていた。

ここで問題になるのは、石島がはたして独島(竹島)かということである。韓国側は石島の石(ソク)と独島の独(トク)の発音の近さから無条件に石島を独島とするが、その頃の竹島の名称は日朝共にリヤンコ島であり、関連資料に関する研究を見ても、孤絶した独島は鬱島郡に入っていないとする日本側の主張に歩がある。

一九〇五年の竹島の日本領編入は翌年になると、高宗勅令四一号を基に、朝鮮の新聞や知識人から一斉に反発

の声があがった。しかし、この頃の朝鮮は、既に外交権を日本に譲り渡していて、竹島の日本領編入に異議を唱えることなどできる状況ではなかった。

それがいかに不合理であっても「国際法上」ここに日本の領有権は確立するのである。

三 国際法上

いったん竹島が日本の領土として確定してしまえば、領土の変更は、国際法上では、譲渡、征服、先占、添付(埋立て等)、時効のいずれかしかない。それでは、李承晩ラインによる強制は、「征服」に該当するのであるうか。

日本が第二次大戦で無条件降伏して、朝鮮半島は米・英・ソ連・中国の四カ国による信託統治領となり、朝鮮半島の南部はアメリカの軍政下におかれた。そして竹島も日本の領土から除外され、アメリカの軍政下に入る。これは朝鮮半島の南部と同じグループに編入されたことを意味する。

したがって、サンフランシスコ講和条約草案でも当初は「日本から除外される地域として濟州島、竹島、鬱陵島」となっていた。ところがシーボルト駐日政治顧問から「竹島はもともと日本の領土だった」との提言があり、新しい草案では「日本から除外される地域として濟州島、巨文島、鬱陵島」と書き直される。

その頃、韓国は戦勝国ではなかったので、講和当事者ではなく、その内容さえ日本の新聞によって知る始末であった。竹島の領属などアメリカの専権事項であり、最大の利害関係者の韓国が局外者として扱われていた。

内容を知って、韓国政府は急遽米國に意見書を提出するが、結局、竹島関連の意見は採用されなかった。

だから国際法上は簡単明瞭なのである。信託統治者(アメリカ)が竹島を韓国に渡さずに、日本に戻したのである。本来ならこれで終りである。

ところが、一九五二年初、韓国は突然李承晩ラインを引いて、竹島をその中に取り込んでしまう。サンフランシスコ条約発効の直前であった。

これが征服に該当するとはとても思えない。日本が降伏したわけでもないし、追認した訳でもない。時効でもないのは、日本は几帳面に毎年、竹島は我が国領土であると韓国に文書を送り続けているから当然である。しかも一九五二年には日本領であるが故に、在日米軍が射撃訓練区域に指定した時に日本政府の許可を得ている。

かくして、国際法上は、簡単明瞭である。国際法というものは、時代をどこまでも遡って争える性質のものではない。いったん領有権が確定したら、それ以前のこととは全て「ご破算」になって「歴史的」主張となる。国際法上は、第二次大戦終結時に日本の領土であったことを覆すのは、その領有が不法によったとしても、極めて難

しいのである。

それは、盗品(不法な領有)であつても、善意、無過失の第三者(アメリカ)がそれを知らずに譲り受けて、それをまた誰(日本)に譲渡しようとする法的に有効なのに似ている。そうでなければ、法治社会など成立しない。

もともと「国際法」などと言うものは、近代ヨーロッパが決めた「不当」なものである。現に中国から見れば、台湾、チベット、朝鮮、琉球などの朝貢国(属国)は「歴史的」に自国の領土だつたと思つている。だからチベットも取つたし、台湾も取ろうとしてゐるし、朝鮮の歴史を中国史に編入している。ましてや自国の大陸棚にある尖閣諸島などについて、西欧だけで決めた国際法などに縛られるのは我慢ができない。価値観の相違なのである。いやいや、実は中国の価値観の方が国際的なスタンダードなのである。米国をみれば良く判る。国際法など守らなくても、別に制裁を受けることなどない。

四 排他的経済水域

独島の領有権問題が今後急速に解決する可能性は少ないであろう。しかし、今後の進展をある程度予測することはできる。いろいろのケースを試行錯誤してみると、実効支配をしている韓国側が有利とはとても思えない。端的に言えば、日本は使えるカードをたくさん残しているが、韓国は自縄自縛で、日本の外交的な揺さぶりに対

抗できない。

「竹島ゲーム」の行方を予測してみよう。

日本も韓国も、建前上から竹島を基点として自国の排他的経済水域を描いている。しかし、竹島は「島ではなく岩礁」なので、相互に認めないと排他的経済水域の基線にはできない。そうなると、竹島は無かつたことになり、韓国の鬱陵島と日本の隠岐島からの等距離を日本と韓国の排他的経済水域に定めることになる。その場合は、竹島をどちらが領有しようとする実質的な水域には微々たる差しか生じない。

そのため、韓国は独島を「島」として申請し、排他的経済水域を二・一万平方キロほど増やすことを要求するのである。しかし、その際には日本側も、岩礁の肥前島島を「島」と認めるように韓国に要求するはずである。

その結果、日本は肥前島島を基線とできるので、三・六万平方キロの排他的経済水域を入手でき、差し引き一・六万平方キロの排他的経済水域を増やせる。しかも、肥前島島海域は水産資源が豊かで、尖閣諸島海域と同様に、海底油田および天然ガス田が存在する可能性もあり、日本に圧倒的に有利である。そうすると韓国は独島を「岩礁」のままにしておいて、鬱陵島と隠岐島からの等距離を日本と韓国の排他的経済水域にするしかない。これでは独島を領上に編入しても、実質的な効果は何もない。

以上のようなことを初めて知ったのは、十年ほど前に韓国にいた時であった。韓国の新聞の投書欄に載っていたのである。その時は、韓国もやっと当たり前の議論ができるようになったと喜んだが、このような情報は日本の新聞が積極的に伝えてもよさそうであるが、あまり見かけない。新聞記者でさえ、解説をしないところを見ると不勉強なのかも知れない。だから私が解説する。

整理して言うと、この「竹島ゲーム」は、①竹島をどちらが領有するか、②竹島が「岩礁」であるか「島」であるか、の四つの組み合わせで成立つ。

前者は政治問題で双方ともに安易な妥協をすれば政権が崩壊してしまうが、岩礁か島かの取り決めは、領有権とは無関係に事務協議で決まる問題で、はるかに「軽い」。しかし影響はこちらのほうが、はるかに「重い」。

それでは現在は、どのように線引きされているのだろうか。

竹島の実効支配をする韓国が竹島を基線として水域を一方的に管理しているかと言えば決してそんなことはない。今、日本と韓国の間には主として漁業を対象にして暫定水域協定を結んでいて、共同で管理し利用する水域を設けているのである。

それは、原則的には、竹島の存在が無いものとして、鬱陵島と隠岐島からの等距離を中心線として境界線両側に等分に分布する水域である。しかし、協定締結時に、

韓国側に拿捕された日本漁民がいた事情もあって、暫定水域はかなり日本側に不利となつて偏っている。だから、領有問題を棚上げして、独島を「岩礁」と認定し、鬱陵島と隠岐島からの等距離を排他的経済水域にしてしまえば、日本にとっては、はるかにスキリするのである。

もっとも実際の漁場は双方で入り込んでいて、日本側でも、いま暫定水域として利用している漁場を失う漁民も出てくるであろう。しかしこの地域の漁獲高は合計しても年間五十億円程度に過ぎず、漁獲高が減少しても失うのはその一部である。国内問題としての対応は不可欠であるが、韓国が独島防衛のために支払っている金額よりもはるかに少ない金額で済む。

それでは、現状の鬱陵島と竹島からの等距離を排他的経済水域として、各組合わせの損得を整理してみよう。

(1) 「韓国領有」「島認定」……韓国が二・一百万平方キロの排他的経済水域を増やすが、肥前島島を島と認めるようにとの逆襲を受けると三・六百万平方キロの排他的経済水域を失い、一・五百万平方キロの減少となる。

(2) 「韓国領有」「岩礁」……韓国が竹島の周囲に領海と接続水域として〇・六百万平方キロの水域を獲得するが、排他的経済水域は変わらない。日本は竹島の領有権を確保できなければ、暫定水域協定を破棄するので、むしろ韓国側にとっては不利になる。

(3) 「日本領有」「島認定」……日本が圧倒的に有利

で、排他的経済水域を四万平方キロほど増やせるが、韓国が認めるはずがない。

(4) 「日本領有」「岩礁」……竹島の周囲に領海と接続水域として〇・六万平方キロの水域を、韓国の排他的経済水域の中に増やせる。

以上のように、「竹島ゲーム」はどちらに転んでも日本に有利でオタオタするようなことにはならない。サッカーゲームを見ているつもりで良いのである。

韓国は、竹島問題の他に中国との間にも問題を抱えている。東シナ海に沈む離於(島)の暗礁は、排他的経済水域としては、韓国側に位置しているため、竹島と同じく領有権主張のため、この暗礁に建造物を建設した。しかし、この排他的経済水域には、中国側から大陸棚が伸びていて、大陸棚ルールによって中国にも排他的経済水域にできる根拠があり、韓国に激しく抗議している。

だから韓国はうっかり動けない。暗礁さえ島にしてしまいたい韓国であるから、独島を島にしたいのが本音である。しかし、その時には日本の肥前島も島に認定されてしまう。如何にして二重基準を使い分けるかが韓国の課題で、自縄自縛、オンゴールになりかねないのである。ちなみに、肥前島は〇・〇〇〇一三平方キロ、竹島〇・二三平方キロ、尖閣諸島は六・二平方キロ、鬱陵島は七二・八平方キロである。面積で見れば、大差があるので、この当たりのことがどのように評価されるのか

もゲームの分かれ目になるかも知れない。

五 韓国側のオンゴール

フォークランド戦争で英国に降伏したアルゼンチンは、フォークランドの領有権を放棄したであろうか。いや、三十年もたった今日でも、アルゼンチンは、フォークランド諸島の領有権を主張し続けている。

領有権の主張というのは、借金返済の督促に似て、何も言わないでいるといつか「時効」となってしまう。だから実効支配している国に対して、執拗に返還を求め続けるのが外交ルールである。日本が竹島や北方四島の返還を求め、中国が尖閣諸島の領有権を主張するのは、外交交渉の原則通りなのである。

何時の日にか、直接・間接に取引カードとして活かされる。活かされなくとも、もともとである。だから、返還を求める側が執拗なのは当たり前である。

一方、実効支配している側が、「ここは俺の土地だ」などと余計なことは言わないのも原則。着々と実効支配の実績を重ねることに専念し、無用に相手側を刺激せず、相手が何を言っても知らんぷりしているのが良い。

李明博大統領の独島上陸など、人気失墜の挽回策であったとしても最低であった。領土紛争の歴史を知らなすぎる。日本から見れば、「どうぞ国際司法裁判所に提訴して下さい」と言ってくれたようなものである。

もちろん、韓国が共同提訴を承知するはずがないから、裁判が開始されることなどないが、これが日本にとって非常に好都合なのである。

外国ばかり気にしている韓国人にとって「受けて立てない卑怯者」と言われることは、非常にこたえる。「犬を食べる」と報道されただけで、国中が大騒ぎするほどの外国コンプレックスである。「犬肉はうまいよ」と軽くかわすことのできない人達が、欧米人から「卑怯」と思われることが、どんなに劣等感を刺激されることか。あまり知られていないが、韓国にも「従軍慰安婦問題」を恥ずかしく思っている人達も多にいる。そうであろう。普通の感覚では韓国の恥辱の歴史だからである。

この点で李明博大統領は大失策を犯した。日本外交にとって相手はオングールによって、国際司法裁判所に提訴できる機会が与えられたからである。もちろん、どんなことがあっても韓国が提訴を受けて立つことなど有り得ない。それにも拘わらず、日本は絶好のチャンスを得た。ここに領土紛争があることを国際社会にただで宣伝することができたのであるから、大成功である。

逆の意味で、尖閣諸島に対する石原都知事の買収案やその後始末としての政府による「買上げ」などは愚の骨頂である。単なる「買上げ」が、あたかも尖閣諸島を日本が「国有化」したかのような響きで、反日キャンペーンにつかわれてしまった。

今の経済状況下では、両国政府共に、紛争を回避したいのが本音なのに、共に政権移行期にあつて、人気取りのために強硬姿勢を示さなければならなくなつてしまつた。双方の経済的な損失は莫大である。

そもそも、英国がフォークランドの領有を守つたからと言つても、その後の英国国民の生活には何の関係もない。サッカーが女を上げ、英国人がかつてのノスタルジアをちよつと満足しただけに過ぎない。植民地時代ならいざ知らず、経済的にはつき込むばかりで、回収の目処の立たないところを自国領とすることなど、ばかばかしいというのが本音なのではないか。国民がサッカーゲームの勝利に酔つてみても、そんなものは数週間で消え失せてしまふ。

だから「正義」ほど始末に負えないものはない。日本の「正義」が韓国や中国の「正義」とぶつかる時には、ポピュリズムが台頭して、双方が損失を被る。

政治とか外交は「正義」を標榜して国民の目の前で繰り広げるものではない。テーブルの下で、何を捨て何を得るかのせめぎ合いとして実施すべきなのである。

日本では日露戦争に勝つたつもりでいたが、戦争継続能力を失つていたのであるから、モスクワ占拠のナポレオンのようなものであつた。最も強気で戦争に突き進んだ小村寿太郎が、ロシアの要求に屈し、国民の不評を一手に引き受けたのは歴史のアイロニーであつた。